



(2019年3月29日)

三井住友信託銀行 年金信託部

## 【厚生年金基金】 2019年度以降の財政運営基準に係る告示・通知改正

2019年(平成31年)3月29日、厚生年金基金の2019年4月1日以降の財政運営基準について告示・通知されました。

### I : 【告示】 存続基準の最低積立基準額の算出方法

#### 1. 内容

- 存続基準の最低積立基準額の計算方法  
非継続基準の最低積立基準額と同じ方法で計算
- 存続基準の最低積立基準額の計算の基礎
  - ✓ 予定利率  
非継続基準の予定利率(※)と同じ(ただし、利率に対する掛目及び加減の措置はない)  
(※) 厚生年金基金の事業年度の前事業年度の末日の属する年前5年間に発行された30年国債の応募者利回りを平均した率
  - ✓ 予定死亡率  
非継続基準の予定死亡率と同じ

#### 2. 経緯

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(以下、「健全化法」という。)の施行日(平成26年4月1日)から5年間を経過した後は、代行資産保全の観点から、最低責任準備金の1.5倍又は最低積立基準額を確保すること(「存続基準」)を満たさない厚生年金基金については、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、解散命令を発動できることとされており、存続基準の最低積立基準額の算出方法を明確化するもの。なお、2019年2月12日から3月13日までの間、パブリックコメント手続き([2019年2月13日付SuMiTRUST年金ニュース](#)にてご案内)を行った上で、今般、告示されました。

#### 3. 適用日

2019年4月1日

## Ⅱ：【通知】「厚生年金基金の財政運営について」、「代行保険料の算定に関する取扱いについて」及び「厚生年金基金の業務報告書の様式について」

### 1. 改正概要

通知の改正概要はパブリックコメント手続き時の内容（[2019年2月22日付SuMiTRUST年金ニュース](#)にてご案内）と同様の内容です。

2019年度以降は非継続基準の予定利率に0.8以上1.2以下の係数を乗ずる方法は廃止され、確定給付企業年金において2019年度以降に認められる0.5%以内の率を加減して得た率を使用する方法（[2019年3月29日付SuMiTRUST年金ニュース](#)にてご案内）も、**厚生年金基金においては認められません。**

### 2. 経過措置

2018年度の厚生年金基金財政決算については、改正前の通知「厚生年金基金の財政運営について」を適用するものとする。

### 3. 経緯

健全化法の施行日（平成26年4月1日）から5年間を経過した後は、代行資産保全の観点から、存続基準等が求められ、また、解散計画・代行返上計画による財政運営は廃止されることを踏まえて、通知改正を行うもの。2019年2月21日から3月22日までの間、パブリックコメント手続き（[2019年2月22日付SuMiTRUST年金ニュース](#)にてご案内）を行った上で、今般、通知が発出されました。なお、今般の通知改正において勘定科目の改正は行われていませんが、「指定年金数理人費」には第二年金数理人（財政運営基準第13（2）に定める基金の業務委託先に所属しない年金数理人）に係る費用を含むことを厚生労働省に確認しております。

### 4. 適用日

2019年4月1日

### ご参考：各種リンク

- 厚生労働省告示第113号：公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十三条第一項第二号ロに規定する額の算出方法  
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20190329kokuji4.pdf>
- 厚生労働省告示第114号：公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十三条第二項に規定する予定利率及び予定死亡率  
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20190329kokuji5.pdf>
- 通知：「厚生年金基金の財政運営について」及び「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」の一部改正について  
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20190329tsuuchi5.pdf>
- 通知：「厚生年金基金の業務報告書の様式について」の一部改正について  
<https://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/20190329tsuuchi6.pdf>

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。 [担当部署] 三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号] 03-5404-3066